

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則ほか3規則をここに公布する。

令和7年3月31日

松江市教育委員会 教育長 藤原亮彦



松江市教育委員会規則第1号

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第2号

松江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第3号

松江市小中一貫教育推進本部設置規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第4号

松江市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成 17 年松江市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(職員の職)</p> <p>第 2 条 職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>理事、副教育長、次長、参事、課長、室長、音楽プロデューサー、教育指導官、分室長、館長、事務局長、所長、事務長、調整官、専門官、課長補佐、室長補佐、所長補佐、副館長、検査員、総括主幹、主幹、係長、<u>主幹行政専門員、主幹技術専門員、主幹保健専門員、主幹教育専門員、主幹栄養専門員</u>、主任、主任保健師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任行政専門員、主任技術専門員、主任保健専門員、主任教育専門員、<u>主任栄養専門員</u>、副主任、副主任保健師、副主任栄養士、<u>副主任管理栄養士</u>、副主任行政専門員、副主任技術専門員、副主任保健専門員、副主任教育専門員、<u>副主任栄養専門員</u>、主任主事、主任技師、行政専門員、技術専門員、保健専門員_____、教育専門員、<u>栄養専門員</u>、主事、技師、保健師、栄養士、管理栄養士、班長、<u>主幹校務専門員、主幹調理専門員</u>、主任校務技師、調理師主任、<u>主任校務専門員、主任調理専門員</u>、副主任校務技師、調理師副主任、<u>副</u></p>	<p>(職員の職)</p> <p>第 2 条 職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>理事、副教育長、次長、参事、課長、室長、音楽プロデューサー、教育指導官、分室長、館長、事務局長、所長、事務長、調整官、専門官、課長補佐、室長補佐、所長補佐、副館長、検査員、総括主幹、主幹、係長_____、主任、主任保健師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任行政専門員、主任技術専門員、主任保健専門員、主任教育専門員_____、副主任、副主任保健師、副主任栄養士_____、副主任行政専門員、副主任技術専門員、副主任保健専門員、副主任教育専門員、<u>副主任管理栄養士</u>、主任主事、主任技師、行政専門員、技術専門員、保健専門員、<u>調理専門員、校務専門員</u>、教育専門員_____、主事、技師、保健師、栄養士、管理栄養士、班長_____、主任校務技師、調理師主任_____、副主任校務技師、調理師副主任_____</p>

主任校務専門員、副主任調理専門員、校務 専門員、調理専門員、校務技師、調理師	_____、校務技師、調理師
2 略	2 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。